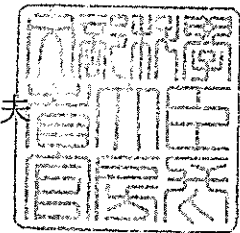


25文科総第82号
平成25年7月12日

各都道府県知事
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社
の代表取締役
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各文部科学省所管特例民法法人の長
殿

文部科学省大臣官房長
戸谷 一夫



(印影印刷)

個人情報の適正な取扱いについて

文部科学省所管事業分野における個人情報については、従来から「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）及び「文部科学省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年3月29日文部科学省告示第62号。以下「ガイドライン」という。）に基づく、適正な取扱いをお願いしているところであります。

今般、政府機関等において民間企業の提供する電子メール共有サービスを利用した結果、メールに含まれていた個人情報が外部から閲覧可能な状態となっていた事案があったことが判明しました。本来守られるべきはずの個人情報が、事業者の不注意等によって外部に漏れるなどということはあってはならないことです。

つきましては、学校法人、学校設置会社及び特例民法法人におかれては、関係者への「法」及び「ガイドライン」の更なる周知等を通じて、情報セキュリティの確保を含め、個人情報の適正な取扱いについて対応をお願いします。

また、都道府県知事及び構造改革特区法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、私立学校（専修学校、各種学校を含む。）を設置する学校法人等その他文部科学省所管事業を行う法人等及び所轄の学校に対し、「法」及び「ガイドライン」の更なる周知及び情報セキュリティの確保を含め、個人情報の適正な取扱いに係る指導等をお願いします。

(本件問合せ先)

文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室
情報公開・個人情報保護係
電話 03-5253-4111 (内線 3002)